

中国の障害者保障法について

富窪 高志

【目次】

はじめに

I 中国の障害者事業の概要

II 障害者保障法の内容

おわりに

翻訳：中華人民共和国障害者保障法

はじめに

オリンピックの開催に合わせて、第18回障害者支援デー^(注1)に当たる2008年5月18日に、故宮と長城のバリアフリー化が実現し、ともに車椅子での参観が可能となった。オリンピックに次いでパラリンピックが9月5日に開幕する。

多くの障害者がスポーツの機会に恵まれず、生活上の困難を抱えている中で開催されるパラリンピックを成功裏に行うことは、中国の障害者事業を前進させる上で大きな意義を持つものであり、障害者及び障害者問題に対する人々の理解も深まり、障害者の権利を保障する国の能力も向上するであろうと関係者は語っている。世界の目が中国に向けられる中で、パラリンピックを契機に中国の障害者の社会参加の機会が拡大し、社会の理解と関心、配慮が増大することが期待される。

2008年3月28日には中国共産党中央と国務院の連名で「障害者事業の発展を促進することに関する中国共産党中央と国務院の意見」^(注3)が出された。「障害者に配慮することは、社会の文明進歩を象徴するものである」という一文を冒頭に置くこの意見は、これまでに取り組んできた障害者対策の成果を強調する一方で、障害者の生活、医療、教育、雇用、社会参加等の面については依然として多くの困難があること、障害者を支援するという

意識の低さ、障害者に対する差別及び障害者の権利利益を侵害する事象もしばしば見られることを指摘している。その上で同意見は、全面的な小康社会（衣食住の問題が解決され、ややゆとりのある社会）及び社会主義の和諧社会（調和のとれた社会）を建設するためには、障害者事業を発展させ障害者の状況を改善することが、今や、重要かつ緊急の責務のひとつになっている、との基本的認識を示している。

本稿は、1991年5月15日から施行されていた同名の法律（以下「旧法」という）を改正した「中華人民共和国障害者保障法」^(注4)（2008年7月1日施行。以下「障害者保障法という」）について概説し、併せて末尾に同法の翻訳を掲載するものである。障害者保障法については、「我が国の障害者事業を推進し、障害者が社会生活に平等かつ完全に参加することを保障し、障害者の合法的権利利益を保障することに大きな意義を持つと同時に、間もなく開催されるパラリンピックに対する大きな支援ともなるものである」と位置づけられている。^(注5)

I 中国の障害者事業の概要

1 障害者事業の推進組織

中国においては障害者事業に関わる部門は少なくない。政府レベルでは、障害者の福祉・救済に関する方針、政策及び法規の策定と実施についての指導等を主管する民政部のほか、障害者の教育については教育部が、雇用問題については人力資源及び社会保障部が主管している。そのため、障害者事業の調整機構として、国務院内に副総理

を主任とする国務院障害者事業委員会が置かれている。^(注7)

中国の障害者事業を推進しているのは、国務院障害者事業委員会の具体的事務を担当する中国障害者連合会（以下「連合会」という）である。^(注8)

連合会は1988年に発足し、「中国障害者連合会及びその地方組織は、障害者の共通の利益を代表し、障害者の合法的権利利益を擁護するとともに、障害者の団結を図り及び障害者を啓蒙することによって障害者に奉仕する」（障害者保障法第8条）組織である。

連合会は、社会福祉団体的性格と事業管理的性格を併せ持つ半官半民の組織であり、障害者の共通の利益を代表し、障害者の合法的な権利利益を擁護するために具体的な事業を推進している。国務院の関係部門から直接の指導を受ける一方で、各省、自治区及び直轄市とも障害者事業について業務上の関係を有している。必要経費は、連合会の規約上は国家財政から直接支給されるほか、社会からの献金及びその他によっているが、最近では国際協力プロジェクトによる援助や事業収入もあるようである。

中国の行政レベルでいえば、省級レベル（自治区、直轄市を含む）、その下の地級レベル（市と自治区の自治州を含む）、県級レベル（県、県レベルの市、大都市の区を含む）、そして最末端となる都市部の街道、農村の郷レベル（郷、鎮。鎮は商工業を中心とした人口が比較的集中した地域）に、連合会の地方組織が置かれている（p. 73. 図「中国の行政区画」参照）。

1988年には、中国最初の障害者事業5か年計画である「中国障害者事業5年工作綱要（1988～1992年）」が、策定・実施されるようになった。そして、最終年の1992年を前にした1991年12月に、国の国民経済・社会発展第8次5か年計画（1991～1995年）^(注9)に合わせる形で「中国障害者事業八五計画綱要」が策定された。以後、第9次と第10次の5か年計画を経て、現在は「中国障害

者事業十一五発展綱要（2006～2010年）」に基づく取り組みが行われている。

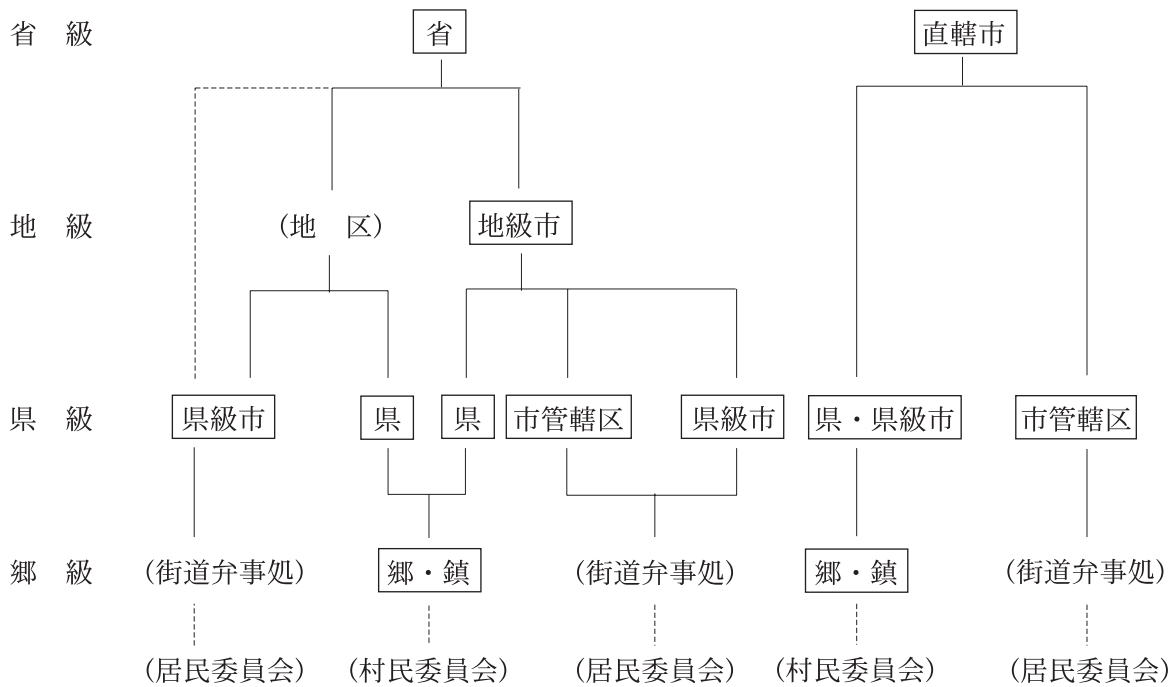
2 障害者の状況

1987年4月1日に障害者の実情把握を目的として全国的なサンプル調査が実施され、次いで2006年4月1日に第2回サンプル調査が行われた。第2回の調査結果によれば、中国の障害者数は8296万人で1987年の5164万人から2132万増加し、総人口に占める割合も1987年の4.9%から6.34%へ上昇している。^(注10)

2006年第2回サンプル調査では、全国31省・自治区・直轄市の県レベル734地区が抽出され調査対象となった。2007年には、この734地区から更に対象地域を絞り、障害者本人及び障害者のいる家庭（以下「障害者家庭」という）を対象として、家族数、婚姻及び住居等の家庭基本状況、収入、支出等に関する経済状況、及びリハビリテーション、教育、雇用、社会保障等に関する状況調査（障害者状況監測）が行われた。この状況調査は、連合会が中心となり、各地の連合会の協力の下、毎年行われることになっており、2008年の調査結果は年内にも公表される予定である。

2007年10月に開催された中国共産党第17回全国代表大会において、胡錦濤党総書記はその報告の中で、「2020年までに小康社会を全面的に築き上げる奮闘目標を達成しなければならない」と述べた。^(注11)これは、具体的には2020年までに国民1人当たりのGDPを2000年の4倍に増大することである。これを受け、小康社会実現への進捗度を計る指標として、国家統計局により「全面的に小康社会を建設するための社会統計監測指標」が作成された。同様に、障害者事業分野におけるものとして、「全国障害者の小康進捗監測指標体系」が連合会によって作成された。同体系は、2007年4月1日の調査結果（2006年4月1日から2007年同日までのデータを含む）に対して、17の指標に分けて進捗度を計るものである。以下、

図 中国の行政区画



※ は地方各級人民政府である。

(注1) 特別行政区、民族自治地域は省略している。

(注2) 本図は典型的なものを記載した基本図であり、県級市や市管轄区の下には、街道弁事処のほか、郷や鎮が存在する場合がある。

(注3) 居民委員会、村民委員会は、県級政府の指導の下、必要な行政サービス等を行う住民の自治組織である。

(出典) 『中国の地方行財政制度』(財)自治体国際化協会 (CLAIR), 2007, p7.

簡単にその結果を紹介する。^(注12)

① 収入、消費、住居、婚姻等を含む「生存状況」の進捗度は51.1%である。

そのうち、障害者家庭の可処分収入についての進捗度は32%で、実際の収入について見ると、全体では障害者のいない家庭の58%の収入しかなく、都市部で62.6%、農村部では86.5%となっている。

医療保険関連の支出については、都市部では障害者家庭の年間支出額は障害者のいない家庭の2.82倍となる1127.2元で、全支出の20.55%を占めているのに対し、障害者のいない家庭では7.14%である。農村部では同じく障害者のいない家庭

の3.43倍に当たる465.1元で、全支出の16.66%を占めているのに対し、障害者のいない家庭は6.77%であった。

交通・通信関連支出は、都市部の障害者家庭が327.04元で、障害者のいない家庭の28.51%、農村部では同じく障害者家庭が177.15元で障害者のいない家庭の61.35%の水準となっている。

エンゲル係数については、全国平均が39.8%であるのに対し、障害者家庭が46.74%、そのうち、都市部では障害者家庭が43.78%、障害者がいない家庭では35.8%、農村部では障害者家庭が47.73%、障害者がいない家庭は43%となっている。

また、男子22歳、女子20歳以上の障害者の婚姻率は63.5%で、全国平均の84%に比べてかなり低い数字となっている。

② リハビリテーション、教育、雇用、社会保障等を含む「発展状況」の進捗度は34.78%とかなり低くなっている。障害者に対するリハビリテーションのカバー率は19%に留まっており、“誰もがリハビリテーションを受けられる”水準とされるカバー率90%からは程遠い。

社会保障面では、農村における障害者の医療保険加入率が全国平均とわずか2%しか差がないのに対し、都市部では、養老、医療、失業保険等への加入率が全国平均の43.4%と比較して、障害者の場合は24.4%となっておりかなりの差がある。また、100戸当たりのコンピュータの保有率は、全国平均の22.3台に対し、障害者家庭では4.1台という水準である。

③ バリアフリーの整備度、社区（後述）においてサービスを受けられる程度、法律面での支援等を含む「環境状況」も、決して満足できる結果とはなっていない。バリアフリーの満足度については全体の67.4%が回答し、そのうち満足と回答したのは48%、社区においてサービスを受けているとしたのはわずか14.3%という極めて低い数字であった。

全体としての障害者事業分野の進捗度達成度は46.5%となり、国家統計局指標による全国的な達成度69.1%^(注13)と比較すると、かなり低くなっている。この結果については、「障害者にとっての小康社会を実現することは並大抵のことではない」と受け止められている^(注14)。

II 障害者保障法の内容

障害者保障法は、第1章：総則、第2章：リハビリテーション、第3章：教育、第4章：労働及び就業、第5章：文化生活、第6章：社会保障、

第7章：バリアフリー環境、第8章：法的責任、第9章：附則の全9章68条から成る。構成としては、旧法とまったく同じであるが、旧法では第6章の章名が「福祉」、第7章が「環境」となっていた。

以下、改正点を中心に内容を紹介する。

1 総則

総則では、障害者に対する差別禁止として、旧法では「障害者を差別し、侮辱し、侵害することを禁止する」と規定していたが、改正後は「障害を理由とする差別を禁止する。障害者を侮辱、侵害することを禁止する。大衆伝達メディア又はその他の方式により障害者の人格をおとしめ損なうことを禁止する」（第3条第3項）とし、より原則的、具体的に差別を禁止している。

後見人については、監督保護の職責を履行し、被後見人の合法的権利利益を擁護するに当たっては、被後見人である「障害者の意向を尊重」することが加えられた（第9条第2項）。また、障害者に対する虐待、遺棄の禁止に加えて、「家庭内暴力」の禁止が明記された（第9条第3項）。

そのほか、県級以上の人民政府は国が策定する「中国障害者事業発展綱要」に基づき当該行政区の障害者事業発展計画及び年度計画を策定すること（第5条第2項）、国として障害者に関する統計調査・分析を行うこと（第11条第2項）などが新しく盛り込まれた。

2 リハビリテーション

第2章では、国として「障害者がリハビリテーション・サービスを受ける権利を保障する」と障害者の権利が明記された（第15条第1項）。

リハビリテーション技術については、中国の伝統と現代技術を融合したものにするほか、近年強調されている技術革新（創新）により新しい技術を開発することが奨励される（第16条）。

リハビリテーションは社区において行うこと

を基本とし、リハビリテーション機構を中心に、障害者家庭に依拠する（第16条）点は、旧法と同じである。

「社区」とは、1980年代後半から使用されるようになった“community”の訳語である。都市部では「街道弁事処」と「居民委員会」（p.73. 図「中国の行政区画」参照）を中核とした「社区」内において、高齢者、障害者、児童を対象とした社会サービスのほか、文化的需要に応えるサービスを提供するものとして位置づけられている^(注15)。しかし、前述したように、社区における障害者サービスは必ずしも順調に展開されている訳ではないようである。

3 教育

第3章では義務教育について、次のような変更が見られる。旧法では「国、社会、学校及び家庭は、障害のある児童、少年に義務教育を実施する」（第18条第3項）と家庭の責任も規定されていたが、改正後は「政府、社会及び学校は、効果的な措置を講じ、障害のある児童、少年が就学における実際上の困難を解決し、義務教育を終了することを援助しなければならない」（第21条第3項）と家庭には言及されていない。また改正後は、就学上の困難を抱える者に対しては、国は教科書の無償支給、寄宿生活費の援助等を行うとする（第21条第4項）。

なお、「障害者教育条例^(注16)」では、第8条及び第14条等において、「家庭」「父母」は障害のある児童、少年に義務教育を受けさせることが規定されている。

4 労働及び就業

第4章では、まず、障害者の雇用対策の大きな柱として、比率に基づく雇用と集中雇用が挙げられている（第31条）。比率に基づく雇用とは、国家机关、社会团体、企業及び公益性のある事業体等に対し一定の比率で障害者を雇用することを、

集中雇用とは、政府等が設立した福祉企業、按摩施設等に対し障害者をより多数受け入れることを求めるものである。「障害者雇用条例^(注17)」では、前者については「全従業員数の1.5%以上」（第8条第1項）、後者については、「全日勤務の障害者の割合が、全従業員の25%以上」（第11条）と規定されている。国はこの基準に達した、又は超えた雇用組織に対して、税制面等で優遇する（第36条第1項）。

次に、政府調達においては、同等の条件であれば、障害者福祉組織の製品及びサービスを優先すること（第36条第2項）、暴力、威嚇等による労働強制の禁止（第40条）が新たに規定された。また、国全体の雇用政策の変化を反映し、旧法にあった「国の分配」による障害のある大学をはじめ各種学校の卒業生の受入に関する規定（第34条第3項）が削除され、国や連合会が設立した就業サービス組織において、障害者に対しては無料の職業紹介サービス等を提供することが新たに規定された（第37条）。

5 文化生活

第5章では、障害者に対するメディアサービスとして、「ラジオ、映画、テレビ、雑誌、書籍」に加え、「ネットワーク」が（第43条第1号）、盲人に対する読書サービスとして公共図書館に「盲人読物室及び盲人音声読物室を設置する」（第43条第2号）等が追加された。

6 社会保障

第6章では、従来の「福祉」に代えて、社会保障的な視点がより明確に打ち出されている。旧法では障害者の社会保険について、「障害者が所属している組織、都市及び農村の基層組織、並びに障害者家庭は、障害者が社会保険に加入することを奨励し、援助しなければならない」（第42条）とされていた。改正後は、「障害者及び障害者が所属している組織」については、「国の関連規定

に従い社会保険に加入しなければならない」(第47条第1項)と社会保険への加入を強く求める表現となった。

また、旧法では生活の困難な障害者については扶養、救済措置を採るとのみ規定していたが、改正後は、「各級人民政府は生活困窮者である障害者に対し、多様な方式により生活、教育、住居その他の社会的救済を行う」(第48条第1項)とし、更に「県級以上の人民政府は、最低生活保障処遇を受けているにもかかわらず依然として特に困窮している障害者家庭に対して、基本的生活を保障するためにその他の措置を講じなければならない」(第48条第2項)とより具体的に規定している。

そのほか、電気通信及びラジオ・テレビサービスを提供する組織に対して、盲人、聴力障害者及び言語障害者に配慮することを求めている(第50条第3項)。

7 バリアフリー環境

第7章は、ほとんど全面的に書き改められたとも言える。旧法では、道路や建物について「設計規範を適用し、バリアフリー化を行う」こと(第46条)、「障害者とその他公民間の相互理解と交流を促進する」(第47条)ことを規定するのみであった。

改正後は、障害者の意思疎通のためのバリアフリー化、国の実施する各種試験における盲人用試験問題の提供等の支援措置(第54条)、公共サービス機構及び公共スペースにおける点字、音声及び手話による案内(第55条第1項)、選挙における配慮(第56条)、バリアフリー補助設備及びバリアフリー交通機関の研究・開発に対する国の奨励(第57条)、盲導犬の同伴(第58条)等に関する条項が新設された。

なお、全国障害者支援デーに関する旧法第48条の規定は、第1章総則中の第14条に移された。

8 法的責任

第8章の法的責任について見ると新たに、障害者の合法的な権利利益が侵害された場合は、主管部門による処理及び人民法院に訴訟を提起するほかに、仲裁機構に仲裁を申請する権利を有すること(第60条第1項)、経済的な困窮等の理由により法律援助、司法救済を必要とする障害者に対して、法律援助機構又は人民法院は支援しなければならない(第60条第2項)ことが規定された。また、例えば、障害者の人格をおとしめ損なった大衆メディア等に対する是正措置又は行政処罰(第62条)、バリアフリー建設基準を満たさない新築、改造、拡充工事や、バリアフリー施設の補修・保守を怠り事態を悪化させたものに対する法的責任(第66条)等が新設された。

おわりに

2008年6月26日の第11期全国人民代表大会常務委員会第3回会議において、中国は国際連合の「障害者の権利に関する条約」^(注18)を批准した^(注19)。

全国人民代表大会の専門委員会のひとつである外事委員会は、条約の批准は、障害者の人権及び尊厳を尊重する風潮が社会全体に形成されることを促し、社会的弱者の保護、社会的公平さ及び障害者の権利利益の擁護を促進するなど、障害者事業自体を促進することにつながるものであり、中国の利益及び現実的ニーズにも合致するものであるとして^(注20)いる。

同条約は、締約国に対して批准後2年以内に、新たに設置される「障害者の権利に関する委員会」に対し、「この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告書を提出する」^(注21)ことを求めている。今後、中国が進める障害者事業の成果が注目される。

注

*インターネット情報は一部を除き2008年6月15日現在である。

- (1) 1991年5月15日に施行された「障害者保障法」第48条の「毎年、5月の第3日曜日を全国障害者支援デーとする」という規定により設けられたもので、直後の5月19日が第1回目となった。
- (2) 「残奥会是残疾人事业发展的机遇—访北京奥组委新闻宣传部副部长曹跃进」『光明日报』2008.5.29.
- (3) 「中共中央 国务院关于促进残疾人事业发展的意见（2008年3月28日）」『人民日报』2008.4.23.
- (4) 障害者保障法の全文は中央政府门户网站<http://www.gov.cn/jrzg/2008-04/24/content_953439.htm>、また旧法は『中华人民共和国全国人民代表大会常务委员会公报』6号,1990.12,pp.3-11.
- (5) 「解读残疾人保障法:权益保障措施将更有力」法制网<http://www.legaldaily.com.cn/2007rdlf/2008-04/25/content_840169.htm>
- (6) 民政部<<http://fss.mca.gov.cn/article/jgzcn/>>
- (7) 「国务院议事协调机构」中央政府门户网站<http://www.gov.cn/gjjg/2008-04/25/content_14612.htm>
- (8) 以下、中国障害者連合会及びその事業内容等については、関本克良「中国の障害者福祉に関する基本構造分析—制度、組織、政策の概説と検討—」『六甲台論集—国際協力研究編』(7),2006.1,pp.75-91；中国残疾人联合会サイト<<http://www.cdpc.org.cn/>>による。なお、連合会の主席は鄧小平の長男で文化大革命中に障害を負ったとされる鄧樸方氏である。
- (9) この第8次5か年計画は単独で策定されたものではなく、1991年から2000年を対象とした「中華人民共和国国民経済・社会発展10年計画」と一体化したものととして策定されている。
- (10) 黎建飞「中国残疾人社会保障法制建设的现状、问题与发展」『河南省政法管理干部学院学报』2007年3期, p.45.
- (11) 「中国共产党第17次全国代表大会における胡锦涛報

告(2007年10月15日)』『中国年鑑』2008年版 2008.5, p.434.

- (12) 「关于印发《2007年度全国残疾人状况监测主要数据报告》和《2007年度残疾人小康实现程度分析报告》的通知」<http://temp07.cdpj.cn/zkjc/2008-03/17/content_10229.htm>
- (13) 国家统计局「2006年中国全面建设小康社会进程统计监测报告」<http://www.stats.gov.cn/tjfx/fxbg/t20071121_402446584.htm>
- (14) 前掲注(12)。
- (15) 李妍焱「第3章 都市 飯田哲也・坪井健編『現代中国の生活変動』時潮社, 2007,pp.87-88. しかし、「社区」は現在のところ法的に位置づけられたものではなく、末端の行政機構である街道弁事処、大衆自治組織とされる居民委員会との関係、サービスを提供するための財政的根拠等は必ずしも明確ではないともされる。陳彩玉「中国の『社区』の新しい展開—『单位人』から『社会人』へ」『生活経済学研究』(24),2006.9,pp.53-64.
- (16) 1994年8月23日施行。『中华人民共和国国务院公报』1994年第19号,1994.9,pp.821-827.なお、条例は、国务院が憲法、法律に基づき制定する行政法規をいう。
- (17) 2007年5月1日施行。同上(16), 2007年第11号, 2007.4,pp.18-20.
- (18) 仮訳が外務省サイトにある。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_32.pdf> 中国語訳は中国残疾人联合会サイト<http://www.cdpc.org.cn/zcfg/content/2001-11/06/content_74429.htm>にある。いずれも2008年7月10日に最終アクセス。
- (19) 中国人大网<http://www.npc.gov.cn/huiyi/cwh/1103/2008-06/27/content_1435606.htm>
- (20) 「十一届全国人大常委会拟批准《残疾人权利公约》」中央政府门户网站<http://www.gov.cn/jrzg/2008-06/24/content_1026465.htm>
- (21) 外務省 前掲注(18)。「第35条 締約国による報告」

(とみくぼ たかし・海外立法情報調査室)

中華人民共和國障害者保障法

(1990年12月28日第7期全国人民代表大会常務委員会第17回会議で採択、
2008年4月24日第11期全国人民代表大会常務委員会第2回会議で改正)

富窪 高志訳

【目次】

- 第1章 総則
- 第2章 リハビリテーション
- 第3章 教育
- 第4章 労働及び就業
- 第5章 文化生活
- 第6章 社会保障
- 第7章 バリアフリー環境
- 第8章 法的責任
- 第9章 附則

第1章 総則

第1条 障害者の合法的権利利益を擁護し、障害者事業を発展させ、障害者が平等かつ完全に社会的生活に参加し、社会の物質的文化的な成果を共有することを保障するため、憲法に基づき本法を定める。

第2条 障害者とは、心理的、生理的及び身体的構造上、一部の組織、機能を喪失又は障害を有するもので、健常者と同じ方式ではある種の活動に従事する能力をすべて又は一部喪失したものを指す。

障害者には、視力障害、聴力障害、言語障害、肢体障害、知力障害、精神障害、多重障害及びその他の障害者が含まれる。

障害の基準は、^(注1) 国務院が定める。

第3条 障害者は、政治、経済、文化、社会及び家庭生活等において、その他の公民と平等の権利を有する。

障害者の公民としての権利及び人格の尊厳

は、法律の保護を受ける。

障害を理由とする差別を禁止する。障害者を侮辱、侵害することを禁止する。大衆伝達メディア又はその他の方式により、障害者の人格をおとしめ損なうことを禁止する。

第4条 国は、補助的方法及び支援措置を講じ、障害者に対して特別の援助を行い、障害による影響又は外部的障害を軽減又は除去し、障害者の権利実現を保障する。

第5条 県級以上の人民政府は、障害者事業を国民経済社会発展計画に繰り込み、指導を強化し総合的な調整を図るとともに、障害者事業経費を財政予算に計上し、経費を安定的に保障する仕組みを構築しなければならない。

県級以上の人民政府は、国務院が策定する中国障害者事業発展綱要に基づき、当該行政区域の障害者事業の発展計画及び年度計画を策定し、経済、社会と調和した障害者事業の発展を図る。

県級以上の人民政府は、障害者業務に責任を負う機構であり、関係部門が障害者業務を十全に行うよう組織化、調整、指導及び督促する責任を負う。

各級の人民政府及び関係部門は、障害者と密接に連携し、その意見を聴取し、各々の職責に従い障害者業務を十全に行わなければならない。

第6条 国は、障害者が法律の規定に基づき、各種の方途及び形式を通して、国家の事務を管理し、経済及び文化事業を管理し、社会事務を管理できるよう措置を講じなければならない。^(注2)

法律、法規、規程及び公共政策の制定に当たり、障害者の権利利益及び障害者事業に関わる

重大な問題については、障害者及び障害者組織の意見を聴取しなければならない。

障害者及び障害者組織は、障害者の権利利益の保障、障害者事業の発展等に関する意見又は提案を、各級の国家機関に提出する権利を有する。

第 7 条 社会全体として、人道主義の精神を发扬し、障害者を理解し、尊重し、思いやり、援助し、障害者事業を支持しなければならない。

国は、社会組織及び個人が障害者のために寄付及び奉仕することを奨励する。

国の機関、社会団体、企業及び事業体、都市及び農村の基層大衆自治組織は、所属範囲内の障害者業務を十全に行わなければならない。

障害者業務に従事する国の職員及びその他の職員は、法の規定に従い職責を履行し、障害者に奉仕するよう努めなければならない。

第 8 条 中国障害者連合会及びその地方組織は、障害者の共通の利益を代表し、障害者の合法的権利利益を擁護するとともに、障害者の団結を図り及び障害者を啓蒙することによって障害者に奉仕する。

中国障害者連合会及びその地方組織は、法律、法規、規約又は政府の委託に基づき、障害者業務を行い、社会的組織・団体^(註 3)を動員し、障害者事業を発展させる。

第 9 条 障害者の扶養者は、障害者に対する扶養義務を履行しなければならない。

障害者の後見人は、必ず監督保護の責任を履行しなければならない。被後見人の意向を尊重し、被後見人の合法的権利利益を擁護する。

障害者の親族及び後見人は、障害者が自立する能力を強化することを奨励し援助しなければならない。

障害者に対する家庭内暴力を禁止し、障害者を虐待し遺棄することを禁止する。

第 10 条 国は、障害者が自尊心、自信、向上心、自立心を持ち、社会主義建設に貢献する

ことを奨励する。

障害者は法律、法規を遵守し、果たすべき義務を果たし、公共秩序を遵守し、社会公德を尊重しなければならない。

第 11 条 国は、計画的に障害予防業務を行い、障害予防業務に対する指導を強化し、母子保健及び障害予防に関する知識を広報し、普及させ、出生時における障害予防、早期発見及び早期治療体制を構築し整備する。遺伝、疾病、薬物、事故、災害、環境汚染及びその他の障害を引き起こす要因に対して、社会的組織・団体を組織化・動員し、障害の発生を予防し、障害の程度を軽減するための措置を講ずる。

国は、障害者に関する統計調査制度を構築し整備し、障害者の状況についての統計的調査及び分析を行う。

第 12 条 国及び社会は、軍人の障害者、公務及びその他国や人民の利益を擁護するために障害者となった者については、特別の保障を行うものとし、弔慰・扶助し優遇する。

第 13 条 各級人民政府及び関係部門は、社会主義建設において顕著な成果をあげた障害者並びに障害者の合法的権利利益の擁護、障害者事業の発展及び障害者サービスにおいて顕著な成果をあげた組織又は個人を表彰し報奨する。

第 14 条 毎年、5月の第3日曜日を全国障害者支援デーとする。

第 2 章 リハビリテーション

第 15 条 国は、障害者がリハビリテーション・サービスを受ける権利を保障する。

各級人民政府及び関係部門は、障害者のリハビリテーションのための条件を整備し、障害者に対するリハビリテーション・サービス体系を構築し十全なものにするとともに、段階的に重点リハビリテーション・プロジェクトを実施し、

障害者の機能回復又はケアを援助し、障害者の社会生活に参加する能力を強化する措置を講じなければならない。

第 16 条 リハビリテーションは、実態に即したものでなければならない。現代的なりハビリテーション技術と我が国の伝統的なりハビリテーション技術を融合させたものとする。リハビリテーションは、社区において行うことを基本とし、リハビリテーション機構を中心に、障害者家庭に依拠する。リハビリテーションは、実用的で、実施しやすく、かつ効果の大きいものを重点とし、障害のある児童に対する緊急治療及びリハビリテーションを優先的に行う。障害者に対し効果的なりハビリテーション・サービスを提供するため、リハビリテーションの要件を満たす科学技術の発展を図り、自主的技術革新を奨励し、新しいリハビリテーション技術の研究、開発及び応用を強化する。

第 17 条 各級人民政府は、社会的組織・団体がリハビリテーション施設を設立することを奨励し扶助する。

地方の各級人民政府及び関係部門は、都市及び農村の社区におけるサービス組織、医療予防保険機構、障害者組織及び障害者家庭並びにその他の社会的組織・団体を組織化し指導し、社区におけるリハビリテーション事業を行う。

障害者教育機構、福祉組織及びその他の障害者に奉仕する機構は、条件を整備し、リハビリテーション訓練を行わなければならない。

障害者は、専門家の指導並びに関係者、ボランティア及び親族の援助の下、機能、生活能力及び労働技能の訓練に努めなければならない。

第 18 条 地方各級人民政府及び関係部門は、必要に応じ計画的に医療機構にリハビリテーション医学科・室を設置し、リハビリテーション医療及び訓練、職員研修、技術指導、研究等を行う障害者リハビリテーション機構を開設しなければならない。

第 19 条 医学校及びその他関連学校は、計画的にリハビリテーション課程を開設し、関連学科を設置し、多様なリハビリテーション専門家を育成しなければならない。

政府及び社会は、リハビリテーション業務従事者に対し多様な形式による技術研修を行う。障害者、障害者の親族、業務関係者及びボランティアに対しリハビリテーションに関する知識の普及を図り、リハビリテーション方法を教授する。

第 20 条 政府の関係部門は、障害者用リハビリテーション機器及び補助具の開発、生産、提供並びに保守サービスを組織化し扶助しなければならない。

第 3 章 教育

第 21 条 国は、障害者が平等に教育を受ける権利を保障する。

各級人民政府は、障害者教育を国の教育事業の一部を構成するものとして位置づけ、統一的計画及び指導を強化し、障害者が教育を受けられるための条件を整備する。

政府、社会及び学校は、効果的な措置を講じ、障害のある児童、少年が就学における実際上の困難を解決し、義務教育を終了することを援助しなければならない。

各級人民政府は、義務教育を受けている障害のある学生及び貧困家庭の障害のある学生に教科書を無償提供するとともに、寄宿生活費等の費用補助を行う。義務教育以外のその他の教育を受けている障害のある学生及び貧困家庭の障害のある学生に対し、国の関係規定に従い経済的支援を行う。

第 22 条 障害者教育は、普及と向上を結びつけ、普及を重点とする方針とし、義務教育を保障するとともに、職業教育の発展を重視し、積

極的に就学前教育を行うほか高等学校以上の教育については逐次的発展を図る。

第23条 障害者教育は、障害者の心身の特性及びニーズに基づいたものでなければならず、次に掲げる要件に基づき実施する。

(一) 思想教育、文化教育を行うと同時に、心身のケア及び職業教育を強化する。

(二) 障害の種類及び受容能力により、普通教育方式又は特殊教育方式を採用する。

(三) 特殊教育の課程、教材、教授法、入学年齢及び在校年数については、妥当な範囲で柔軟に対応する。

第24条 県級以上の人民政府は、障害者の人数、分布状況及び障害の種類等の要因に基づき、障害者教育機構を合理的に設置するとともに、社会的組織・団体が学校を開設すること及び寄付金による教育援助を奨励する。

第25条 普通教育機構は、普通教育を受容できる能力を有する障害者に対して教育を行うとともに、学習上の便宜を図り援助する。

普通小学校、中学校はその学習生活に適應できる障害のある児童、少年を受け入れなければならない。普通高等学校、中等職業学校及び大学校は、国が規定する入学条件を満たす障害のある受験生については必ず入学させなければならない。障害を理由に入学を拒絶してはならない。入学が拒絶された場合は、当事者又はその親族、後見人は関係部門に善処を要求することができ、関係部門は当該学校に対して入学させるよう命令しなければならない。

第26条 障害幼児教育機構、普通幼児教育機構附設の障害のある児童のクラス、特殊教育機構の就学前クラス、障害のある児童の福祉機構及び障害のある児童がいる家庭においては、障害のある児童に対して就学前教育を実施する。

中学校以下の特殊教育機構及び普通教育機構附設の特殊教育クラスは、普通教育を受容できる能力のない障害のある児童、少年に対して

義務教育を実施する。

高等学校以上の特殊教育機構、普通教育機構附設の特殊教育クラス及び障害者職業教育機構は、条件を満たす障害者に対して高等学校以上の文化教育、職業教育を実施する。

特殊教育を提供する機構は、障害者の学習、リハビリテーション及び生活上の特性に適したスペース及び施設を具備していなければならない。

第27条 政府の関係部門、障害者の所属組織及び関係社会組織は、障害者に対する非識字者一掃教育、職業研修、起業研修及びその他の成人教育を行い、障害者が独学で有用な人材となることを奨励しなければならない。

第28条 国は、計画的に多様なレベル・種類の特殊教育師範学校及び専門課程を設立し、又は普通師範学校に特殊教育クラスを附設し、特殊教育に携わる教員を養成、訓練する。

普通師範学校は、特殊教育課程を設置又は関係する内容を教授することによって、普通教育に携わる教師に対して特殊教育に必要な知識を習得させる。

特殊教育に携わる教師及び手話通訳者に、特殊教育手当を支給する。

第29条 政府の関係部門は、点字、手話の研究及び応用、特殊教育教材の編集及び出版、特殊教育用具及びその他の補助用品の開発、生産及び提供について組織化し扶助しなければならない。

第4章 労働及び就業

第30条 国は、障害者が労働する権利を保障する。

各級人民政府は障害者の雇用について統一的に計画し、障害者が労働し就業するための条件を整備しなければならない。

第31条 障害者の労働及び就業の方針は、集中と分散を融合したものとし、優遇政策及び扶助・保護措置を講じ、多様な方法、レベル及び方式によって、障害者の就業が段階的に拡大し、安定し合理的なものとなるようにする。

第32条 政府及び社会は、障害者のための福祉企業、盲人のための按摩機構及びその他の福祉組織を設立し、障害者が集中的に就業できるようにする。

第33条 国は、比率に基づき障害者を雇用する制度を実施する。

国家機関、社会団体、企業・事業体及び民間の非企業体は、規定された比率に基づき障害者を雇用するとともに、障害者に適した職種及びポストを提供しなければならない。規定の比率に達しない場合は、国の関係規定に基づき障害者に対する雇用義務を履行しなければならない。国は、雇用者が規定の比率を超えて障害者を雇用することを奨励する。

障害者の就業に関する具体的方法は、国務院が定める。

第34条 国は、障害者が自ら職業を選択し及び起業することを奨励し扶助する。

第35条 地方の各級人民政府及び農村の基層組織は、農村の障害者が耕作、養殖、手工業及びその他の生産的労働に従事することを組織化し扶助しなければならない。

第36条 国は、障害者の雇用が規定の比率に達した及び超えた、又は障害者を集中的に雇用了雇用組織並びに個人経営に従事する障害者に対して、税制上優遇するとともに、生産、経営、技術、資金、物資及び敷地等について扶助する。国は、個人経営に従事する障害者に対して、行政事務費を免除する。

県級以上の地方人民政府及びその関係部門は、障害者が生産、経営するのに適した製品及び項目を定め、障害者の福祉組織が生産又は経営することを優先するとともに、障害者の福祉

組織の生産上の特性を考慮し、当該組織が独占的に生産する製品を定める。

政府調達においては、条件が同等の場合、障害者の福祉組織の製品又はサービスを優先的に購入しなければならない。

地方各級人民政府は、障害者の就労に適した公益性のあるポストを開拓しなければならない。

関係部門は、障害者が個人経営に従事することを申請した場合は、優先的に営業許可証を発行しなければならない。

各種の生産労働に従事する農村の障害者に対して、関係部門は生産支援、技術指導、農薬用物資の提供、農業・副業製品の仕入れ・販売及び融資等について援助しなければならない。

第37条 政府関係部門が設立する公共の就業サービス機構は、障害者に対して無料の就業サービスを提供しなければならない。

障害者連合会が設立する就業サービス機構は、無料の職業指導、職業紹介及び職業研修を組織し行い、障害者の就業及び障害者を雇用する組織に奉仕し及び援助しなければならない。

第38条 国は、障害者の福祉組織の財産所有権及び経営自主権を保護し、その合法的権利利益が侵害されないようにする。

従業員(註5)の採用、正規職員化、昇給、職稱評定、労働報酬、生活福利、休息休暇及び社会保険等において、障害者を差別してはならない。

障害のある従業員が所属する組織は、障害のある従業員の特性を考慮し適切な労働条件を提供及びその労働を保護するとともに、具体的なニーズに基づき労働スペース、労働設備及び生活施設を改造しなければならない。

国は、盲人が保健及び医療按摩に従事する際の合法的権利利益を保障する措置を講じる。

第39条 障害のある従業員が所属する組織は、障害のある従業員に対してポストに関連する技術研修を行い、その労働技能及び技術水準を

向上させなければならない。

第40条 いかなる組織及び個人も、暴力、威嚇又は違法に人身の自由を制限する手段を用いて障害者に労働を強制してはならない。

第5章 文化生活

第41条 国は、障害者が文化的生活に平等に参加する権利を保障する。

各級人民政府及び関係部門は、障害者が各種の文化、体育及びレクリエーション活動に参加することを奨励し援助するとともに、障害者の精神的文化的生活を豊かにするための条件を積極的に整備する。

第42条 障害者の文化、体育及びレクリエーション活動は、地域社会を対象とし、社会の公共的文化生活と融合し、障害者のそれぞれ異なる特性やニーズに対応した、広く障害者が参加できるものでなければならない。

第43条 政府及び社会は、障害者の精神的文化的生活を豊かなものとするため、次に掲げる措置を講ずる。

(一) 障害者の仕事及び生活等に関連する状況を、ラジオ、映画、テレビ、雑誌、書籍及びネットワーク等の方式により適時に広報し、障害者に奉仕する。

(二) 盲人用読み物、盲人用音声読み物及びその他の障害者を対象とする読み物の編集及び出版を組織化、援助するとともに、盲人の具体的なニーズに基づき、公共図書館に盲人読物室及び盲人音声読物室を設置する。

(三) テレビ手話番組及び障害者をテーマとするラジオ番組を開設するほか、テレビ番組及び映像作品の字幕、ナレーションサービスを促進する。

(四) 障害者が、大衆的文化、体育、レクリエーション活動を行うこと、特別な芸術公演活動

及び障害者運動大会を主催すること並びに国際的競技会及び交流活動に参加することを組織化し扶助する。

(五) 文化、体育、レクリエーション及びその他の公共活動のための施設は、障害者の便宜を図りかつ障害者に配慮する。計画的に障害者の活動施設を開設する。

第44条 政府及び社会は、障害者が文学、芸術、教育、科学、技術及びその他人民に有益な創造的労働に従事することを奨励する。

第45条 政府及び社会は、障害者とその他の公民間の相互理解及び交流を促進し、障害者事業及び障害者扶助の事績について広報し、障害者の不断に努力する精神を広く普及させ、社会に団結、友愛及び相互助け合いの気風を唱導する。

第6章 社会保障

第46条 国は、障害者が各種の社会保障を受ける権利を保障する。

政府及び社会は、障害者に対する社会保障を整備し、障害者の生活を保障し改善するための措置を講ずる。

第47条 障害者及び障害者が所属している組織は、国の関係規定に従い社会保険に加入しなければならない。

障害者が所属する都市及び農村の基層大衆自治組織並びに障害者家庭は、障害者が社会保険に加入することを奨励し援助しなければならない。

明らかに生活困窮者である障害者に対し、国の関係規定に従い社会保険手当金を支給する。

第48条 各級人民政府は、生活困窮者である障害者に対し、多様な方式により生活、教育、住居及びその他の社会的救済を行う。

県級以上の人民政府は、最低生活保障処遇を受けているにもかかわらず依然として特に困

窮している障害者家庭に対して、基本的生活を保障するためにその他の措置を講じなければならない。

各級人民政府は、障害者の基本医療、リハビリテーション・サービス、必要な補助具の提供及び更新について、規定に基づき救済しなければならない。

各級の人民政府は、自立して生活することが困難な障害者に対して、状況に基づき介護手当を支給しなければならない。

第49条 地方各級人民政府は、労働能力がなく、かつ、扶養者がいない障害者又は扶養者に扶養能力がなく収入源のない障害者を、規定に基づき扶養する。

国は、社会的団体・組織が障害者のための扶養及び養護施設^(注6)を開設することを奨励し、扶助する。

障害者の扶養及び養護施設並びにその職員は、障害者を侮辱し虐待し及び遺棄してはならない。

第50条 県級以上の人民政府は、障害者が公共交通機関を利用するに当たっては、具体的な状況に基づき便宜を図り割引料金を適用する。障害者は、必要な補助具を無料で携帯することができる。

有効な証明書^(注7)を所持する盲人は、無料で市内のバス、電車、地下鉄、フェリー等の公共交通機関を利用できる。盲人用読み物の郵送費は無料とする。

国は、電気通信及びラジオ・テレビサービスを提供する組織が、盲人、聴力障害者及び言語障害者に優遇措置を適用することを奨励し支持する。

各級人民政府は、障害者に対するその他の配慮及び支援を段階的に充実しなければならない。

第51条 政府の関係部門及び障害者組織は、社会各界が障害者のために寄付及び奉仕するル

ールを構築し十全なものにするとともに、障害者に対する慈善事業の発展を奨励し支援し、ボランティアによる障害者援助等の公益活動を行わなければならない。

第7章 バリアフリー環境

第52条 国及び社会は、障害者が社会生活に平等に参加できるために、段階的にバリアフリー施設を整備し、及び障害者の意思疎通のバリアフリー化を推進する措置を講じなければならない。

各級の人民政府は、バリアフリー環境構築について、統一的計画、全体的な調整を行うとともに、監督管理を強化する。

第53条 バリアフリー施設の建設及び改築は、障害者の具体的ニーズを満たすものでなければならない。

建築物、道路及び交通施設等を新築、改造及び拡張する場合は、国のバリアフリー施設工事建設基準を満たしていなければならない。

各級の人民政府及び関係部門は、バリアフリー施設工事建設基準に従って、既存施設の改造を段階的に行うこととし、障害者の日常の労働及び生活と密接に関わる公共サービス施設の改造を優先して進めなければならない。

バリアフリー施設の補修及び保守は、遅滞なく行わなければならない。

第54条 国は、措置を講じ、障害者の意思疎通をバリアフリー化する条件を整備する。

各級人民政府及び関係部門は、障害者が公共情報に簡便にアクセスできるよう措置を講じなければならない。

国及び社会は、障害者の使用に適した意思疎通のための技術及び製品を開発する。

国が行う各種の入学試験、職業資格試験及び任用試験を盲人が受験する場合は、盲人に対し

て点字若しくは電子的問題を提供し又は専任の職員が補助しなければならない。

第 55 条 公共サービス機構及び公共施設は、障害者に音声、文字、手話及び点字等による意思疎通のためのサービスを提供するとともに、優先的にサービスし及び補助的サービスを提供するための条件を整備しなければならない。

公共交通機関は、段階的にバリアフリー施設としての要件を満たすようにしなければならない。障害者専用駐車スペースを設ける条件が整っている公共の駐車場は、障害者専用駐車スペースを設けなければならない。

第 56 条 選挙実施部門は、障害者が選挙に参加するために便宜を図らなければならない。点字投票用紙を提供できる条件が整っている場合は、盲人に対し提供しなければならない。

第 57 条 国は、バリアフリーの補助設備及びバリアフリー交通機関の研究・開発を奨励し支援しなければならない。

第 58 条 盲人は、盲導犬を公共施設に同伴する場合は、国の関係規定を遵守しなければならない。

第 8 章 法的責任

第 59 条 障害者の合法的権利利益が侵害された場合は、障害者組織に申し出ることができる。障害者組織は、障害者の合法的権利利益を擁護しなければならない。関係部門又は組織に対して調査・処理を要求する権利を有する。関係部門又は組織は、法に従い調査・処理し、回答しなければならない。

障害者組織は、障害者が訴訟によりその合法的権利利益を擁護するために援助を必要とする場合には、支持しなければならない。

障害者組織は、特定の障害者グループの利益を侵害する行為に対して、関係部門に法に従い

調査・処理することを要求する権利を有する。

第 60 条 障害者の合法的権利利益が侵害された場合は、関係部門に対し法に従い調査を要求、仲裁機構に対し法に従い仲裁を申請、又は法に従い人民法院に対し訴訟を提起する権利を有する。

当該地の法律支援機構又は人民法院は、経済的な困窮又はその他の理由で、明らかに法律支援又は司法救済を必要とする障害者を援助しなければならない。法に従い法律支援又は司法救済を提供する。

第 61 条 本法の規定に違反し、障害者の権利利益に関する不服申立、告訴、告発に対して責任を転嫁し、遅延させ、抑圧して調査・処理を行わない者、又は不服申立、告訴、告発した者に対して報復を加えた者は、その所属組織、主管部門又は上級の機関が是正を命じ、併せて直接の責任を負う主管者及びその他の直接責任者を処分する。

国の職員が職責を履行せず、障害者の権利利益を侵害する行為を速やかに制止せず、又は被害者である障害者に必要な援助を提供しなかったため、重大な結果をもたらした場合は、その者の所属する組織又は上級の機関が法に従い、直接の責任を負う主管者及びその他の直接責任者を処分する。

第 62 条 本法の規定に違反し、大衆メディア又はその他の方式により障害者の人格をおとしめ損なった場合は、文化、ラジオ・映画・テレビ、新聞・出版又はその他の関係主管部門がその職権に基づき是正を命ずるとともに、法に従い行政処罰に処する。

第 63 条 本法の規定に違反し、障害のある学生の入学を拒絶、又は国が規定する入学要件以外の条件を付加し障害者の就学を制限した場合は、主管部門は是正を命じるとともに、法に従い直接の責任を負う主管者及びその他の直接責任者を処分する。

第64条 本法の規定に違反し、従業員募集等において障害者を差別した場合は、主管部門は是正を命ずる。障害者は法に従い人民法院に訴訟を提起することができる。

第65条 本法の規定に違反し、扶養及び養護施設並びにその職員が障害者を侮辱し、虐待し、遺棄した場合は、法に従い直接の責任を負う主管者及びその他の直接責任者を処分する。治安管理に違反する行為を構成するときは、法に従い行政処罰に処する。

第66条 本法の規定に違反し、建築物、道路及び交通施設を新築、改造及び拡張する際に、国のバリアフリー施設工事に関係する建設工事基準を満たさず、又はバリアフリー施設について適時の補修及び保守を怠り事態を悪化させた場合は、関係主管部門が法に従い処理する。

第67条 本法の規定に違反し、障害者の合法的権利利益を侵害したもので、その他の法律、法規で行政処罰が規定されているものは、その規定に従う。財産損失又はその他の損害をもたらしたものは、法に従い民事責任を負う。犯罪を構成するものは、法に従い刑事責任を追及する。

第9章 附則

第68条 本法は、2008年7月1日から施行する。

注

*インターネット情報はすべて2008年7月10日現在である。

- (1) 視力、聴力、言語、肢体、知力、精神及び多重障害について定められている。中国残疾人联合会サイト『第二次全国残疾人抽样调查残疾标准』〈<http://www.cdpcf.org.cn/ggtz/attache/site44/20080627/001372894>

8b409cedc3702.doc〉

- (2) 憲法第2条第3項に、「人民は、法律の規定に従い、各種の方途および形式を通じて国家の事務を管理し、経済および文化事業を管理し、社会の事務を管理する」とある。萩野芳夫ほか編『アジア憲法集』明石書店、2004,p.155.

- (3) 原文は「国家工作人員」。1997年に全面改正された刑法第93条第1項では、「国家机关において公務に従事する人員」と定め、第2項では「国有会社、企業、非営利事業体、人民団体において公務に従事する人員及び国家机关、国有会社、企業、非営利事業体が非国有会社、企業、非営利事業体、社会团体に派遣して公務に従事する人員も「国家工作人員」としている。本間正道ほか『現代中国法入門(第4版)』有斐閣、006,p.277. 参照。

- (4) 原文は「社会力量」。前掲注(2),p.159.に従い、本稿では「社会的組織・団体」とする。

- (5) 各職種の職階名、職務ランキング名で、国家資格的な性格をもつ肩書き。藤堂明保ほか編『最新中国情報辞典』小学館、1985,p.941.

- (6) 「養護施設」の原語は「托养机构」。精神障害のほかその他の重度の障害者をケアする施設である。「经验交流材料:以人为本多措并举 健全完善残疾人托养服务体系—广州市残疾人联合会」中国残疾人联合会サイト〈http://temp07.cdpcf.cn/jj7yue/2007-07/12/content_9008.htm〉

- (7) 障害者には各地方の障害者連合会から「中華人民共和国障害者証」が交付される。1995年から発行されていたものに代わり、2008年5月28日から第2代の障害者証が発行されることになった。「关于制发第二代《中华人民共和国残疾人证》的通知」中国残疾人联合会サイト〈http://www.cdpcf.org.cn/jczz/content/2007-11/14/content_76463.htm〉

(とみくぼ たかし・海外立法情報調査室)